

令和7年度標準保険料率の増減について

1 令和7年度標準保険料率

- 医療分については、被保険者数の減少及び制度改正（※）等に伴う国費の減少、一人当たり診療費の増加により、増加する。
（※）高額医療費負担金のレセプト基準額の引上げ（80万円→90万円）
- 後期分、介護分については、ほぼ横ばいとなる。

2 県標準保険料率

	医療分		後期分		介護分	
	所得割率(%)	均等割額(円)	所得割率(%)	均等割額(円)	所得割率(%)	均等割額(円)
R6	7.50	45,221	2.82	16,585	2.30	16,742
R7	7.84	47,957	2.82	17,005	2.29	16,651
増減	0.34	2,736	-	420	▲ 0.01	▲ 91

都道府県標準保険料率（国民健康保険法第82条の3第2項）

都道府県間の保険料の比較ができるよう、全国統一の算定基準による当該県の保険料率の標準的な水準を表すもの。

3 市町村標準保険料率

	医療分			後期分			介護分		
	所得割率(%)	均等割額(円)	平等割額(円)	所得割率(%)	均等割額(円)	平等割額(円)	所得割率(%)	均等割額(円)	平等割額(円)
R6	7.20	30,429	20,878	2.79	11,518	7,902	2.27	11,582	5,877
R7	7.51	32,270	22,022	2.79	11,815	8,063	2.25	11,515	5,871
増減	0.31	1,841	1,144	-	297	161	▲ 0.02	▲ 67	▲ 6

市町村標準保険料率（国民健康保険法第82条の3第1項）

県内の市町村間で保険料の比較ができるよう、全国統一の算定基準により市町村毎の保険料率の標準的な水準を表すもので、市町村はこの標準保険料率を参考に、当該市町村の保険料率を決定する。